

石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（案）

概 要

1 条例の目的

障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、全ての市民が相互に尊重し合いながら共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

2 障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

3 条例の主な内容

(1) 基本理念

- ①障害のある人もない人も、等しく個人の尊厳が尊重されたふさわしい生活をする権利がある。
- ②障害者は、社会の構成員として、社会、経済、文化

等のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。

- ③障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会で共生することができる。
- ④差別の多くは、障害に対する偏見や障害への理解不足から生じていることから、事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要がある。
- ⑤全ての人々が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要がある。

(2) 市の責務、事業者の責務、市民の責務

①市の責務

市は、障害への理解促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し共生のまちづくりのための施策を、総合的かつ計画的に実施し、必要に応じ、事業者や市民との連携に努める。

②事業者の責務

事業者は、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行い、市の障害者施策に協力するよう努める。

③市民の責務

市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、相互に助け合い、必要な配慮に努めるとともに、市の障害者施策に協力するよう努める。

(3) 障害を理由とする差別の禁止

①障害者への差別、虐待の禁止

②障害者から、配慮を求める意思の表明があった場合に負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除く合理的配慮の提供

(市…義務 事業者…努力義務)

(4) 基本目標

①共に支え合う意識の醸成

②暮らしやすい福祉的支援体制の構築

③社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり

④地域社会で共生できる環境づくり

(5) 施策の推進体制

- ①障害者計画等の策定
- ②差別に関する相談及び差別解消の取組を推進する
機関として障害福祉推進委員会の設置
- ③障害者計画等決定過程への障害者当事者の参画

(6) 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

- ①障害の理解を深めるための啓発活動等
- ②手話、点字、音声等による情報及び意思の疎通のため
の支援
- ③障害者の社会参加の機会の拡大と環境整備
- ④障害者雇用の促進と就労定着への取組
- ⑤成年後見制度の利用促進
- ⑥障害福祉サービスの提供等の自立生活のための支
援

(7) 差別に関する相談体制

- ①障害者等は、市に対し、差別に関する相談をすること
ができる。
- ②相談事案の解決が図られない時は、障害者等は、障
害福祉推進委員会に対し、助言又はあっせんを求め

ることができる。

- ③市は、障害福祉推進委員会のあっせん等に従わない関係者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。